

オーストラリアにおける問題点と要望

区分	経由団体**	No	問題点	問題点内容	要望	準拠法
1	外資参入規制	日鉄連	(1) 外資規制(FIRBの認可)	<ul style="list-style-type: none"> 豪州に外国企業が参入する場合、外国投資審査委員会(FIRB)の認可が必要となっている。FIRBの認可には相当の時間とコストがかかるため、豪州への投資時の負担となっている(一部投資については審査基準額緩和の方向だが、探鉱・採掘権を含む土地関連の権利取得には、ほとんどの場合FIRBの認可が必要)。 <p>(継続)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・基準の緩和。 	<ul style="list-style-type: none"> ・Foreign Acquisition and Takeover Act
9	輸出入規制・関税・通関規制	日鉄連	(1) アンチダンピング措置の濫用	<ul style="list-style-type: none"> ・2013年10月24日、日本、韓国、台湾、タイからの形鋼に対し、アンチダンピング調査が開始。 2014年3月14日、日本、韓国、台湾、タイに対し、暫定措置を発動。 2014年11月20日、日本、韓国、台湾、タイに対し、クロの最終決定。日本:12.15~12.23%、韓国:2.52%~3.24%、台湾:2.20~7.89%、タイ:18.28~19.48%のアンチダンピング税賦課決定。 2019年2月11日、措置延長調査開始。 2019年11月11日、措置延長決定。 <p>(継続)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・日本に対する調査の中止。 	
		日鉄連	(2) 輸入モニタリング	<ul style="list-style-type: none"> ・2002年4月、輸入鋼材全般を対象とした輸入モニタリングの実施。 <p>(継続)</p>		
	時計協 JEITA	(3)	木製品・梱包材への燻蒸処理実施義務	<ul style="list-style-type: none"> ・木製品の輸入に際し、全て燻蒸処理を輸出前に完成品レベルで実施しなければならない。 <p>(継続)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・弊社では香港から電池輸出を行っているが、輸出仕向地によって求められる書類等が異なり煩雑なため、統一して頂きたい(例:UNレポートのみ)。 ①中国:「貨物輸送条件鑑定書(=Certification for Safe Transport of Chemical Goods)」の提示が要求される。 ②米国:海上輸送の際に出航事前に貨物や輸出者の情報を含む「10+2」と呼ばれる情報提示が必要。必要事項にB/L NOも含まれるが、昨今は船便の遅延・抜港等が相次ぎ、変更も多いため事前にB/L NOを連絡することが困難。 ③オーストラリア:「Packing Declaration」という梱包材に関する資料(=パレットの燻蒸処理がされているか否か)の提示が要求される。 <p>(継続)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・規制撤廃。 ・①「貨物輸送条件鑑定書」は海上輸送用・空輸用でそれぞれの取得が必要、かつ有効期限も1年間のため省略したい。 ②BL No連絡のタイミングを出航確定後とするなど報告猶予の延長を望む。 ③木製パレットを使用していないことが明らかな場合は資料提示を省略したい。 	<ul style="list-style-type: none"> ・①中国法令に基づく ②2001年同時多発テロを契機とした「10+2ルール」に基づく ③病害虫が輸入貨物の梱包材に付着して国内に侵入することを予防するためのオーストラリア独自のルール。
	日商	(4)	長期間の検疫検査、消毒の弊害	<ul style="list-style-type: none"> ・緑茶製造のための機材である釜ライン合組機・色彩選別機を中古で購入し、日本から豪州へ輸出をしたところ、検疫検査において長期間足止めを受けた。 さらに検疫でのアルコール消毒によりアルコールにまみれた機材が当社豪州法人へ引き渡された。計器故障が発生。 また、全て分解して乾かす必要があり、予定していた2022年9月の収穫シーズンからの導入を見送った。 	<ul style="list-style-type: none"> ・輸入品の特性を見極めた上で検疫検査の実施を希望。 ・早期引き渡し実施を希望。 	<ul style="list-style-type: none"> ・バイオセキュリティ法

※経由団体:各個社の意見がどの団体を経由して提出されたかを表したものであり、表示団体を代表する「主張」「総意」等を意味するものではありません。

区分	経由団体**	No	問題点	問題点内容	要望	準拠法
9	時計協	(5)	輸出入許可の煩雑	<ul style="list-style-type: none"> ワニ革の時計バンドを輸出する際には、日本でワシントン条約(CITES)に基づく輸出許可を取る必要があるのに加え、更に輸入業者が輸入許可を取る必要があり、時間と手間がかかる。 <p>(継続)</p> <ul style="list-style-type: none"> ATAカルネを使った時計のサンプルの場合にはそのつどの輸出・輸入許可が必要である。 <p>(継続)</p>	<ul style="list-style-type: none"> 輸出側の許可だけで輸入できるようにして欲しい。 輸入許可取得の時間短縮を希望。現状1.5～2か月かかっている。 ATAカルネを使ったサンプルの場合はそのつどの輸出・輸入許可を不要にして欲しい。 	・ワシントン条約
	時計協					
	日商	(6)	LNG輸出への政府介入	<ul style="list-style-type: none"> 豪州国内ガス安全保障メカニズム(ADGSM:the Australian Domestic Gas Security Mechanism)に対する変更案には、毎年ではなく四半期ごとのADGSM有効化が含まれる。同変更案においては、ガス不足の四半期には大臣の裁量によりLNG輸出禁止となる可能性がある。 <p>(参考)</p> <ul style="list-style-type: none"> The Australian Domestic Gas Security Mechanism (ADGSM) https://www.allens.com.au/insights-news/insights/2023/02/government-intervention-in-the-domestic-gas-market-2023-draft-adgsm-guidelines/ 	<ul style="list-style-type: none"> 引き続き豪州が天然鉱物資源の供給における信頼できるパートナーであるという保証を求める。 	・The Australian Domestic Gas Security Mechanism (ADGSM)
14	税制	日機輸	(1)	<p>BEPS対応の過度な企業税務情報の開示</p> <p>(変更)</p> <ul style="list-style-type: none"> Taxation Administration Act規則により、A\$100M以上の売上高がある会社について、会社名、売上高、課税所得、法人税額を、課税当局がExcel形式で開示している。多国籍企業の不適切な税負担および租税回避の防止が目的の一つで、課税当局はメディアで取り上げるよう誘導しているが、コンプライアンス経営に優れた企業に対する開示の緩和措置を検討いただきたい。 <p>(変更)</p> <ul style="list-style-type: none"> 2016年7月1日以降に始まる決算について、非上場会社であっても、親会社のグローバル連結ベースの売上がA\$1000M以上の場合、上場会社並みの詳細な開示資料の作成し、証券委員会へのファイリングを求められる。 <p>(変更)</p>	<ul style="list-style-type: none"> 開示を即時停止していただきたい。 従来通り、限定的開示へ変更していただきたい。 	<ul style="list-style-type: none"> Taxation Administration Act Section 3C Schedule 5 - Tax secrecy and transparency Taxation Administration Act, Section 3CA, Reporting of information by significant global entities
	日機輸	(2)	ATOによるガイドラインへの具体的なターゲット利益率の記載	<ul style="list-style-type: none"> オーストラリア国税庁(ATO: Australian Taxation Office)から公表されたPractical Compliance Guideline 2018/D8によると、業種ごとに利益率をLow risk、Medium Risk及びHigh Riskの3つに区分している。たとえばディストリビューターの場合、EBIT(Earnings Before Interest and Taxes=利払前・税引前利益)の率が2.1%以下の場合は、High Riskとされている。 <p>また、2.5億豪ドルを超える売上の場合でHigh Riskの利益レンジに入っている場合は、RTP(Reportable Tax Position=開示の必要とされる税務ポジション)表を移転価格文書とは別に提出することを求められる内容となっている。</p> <p>(変更)</p>	<ul style="list-style-type: none"> 移転価格調査や修正申告を求める場合の具体的なターゲット利益率は、機能リスク分析と異なる結果を招く可能性があり、合理性を欠くため廃止して頂きたい。 またはベンチマークの裏付けとなる資料を開示頂きたい。 	・Practical Compliance Guideline 2018/D8

※経由団体:各個社の意見がどの団体を経由して提出されたかを表したものであり、表示団体を代表する「主張」「総意」等を意味するものではありません。

区分	経由団体**	No	問題点	問題点内容	要望	準拠法	
14	日商	(3)	居住用不動産購入時のStamp Dutyにおける外国人上乗せ課税	<ul style="list-style-type: none"> 外国人が居住用不動産を購入する場合、Stamp Duty本税に上乗せして各州で7-8%程度の外国人上乗せ課税が規定されている。 東海岸各州では有効な免責規定があるものの、WA州は住宅事業に必要な土地取得において適用しにくい条件(一団の宅地で10戸以上の開発)となっている。 本上乗せ課税によって投資を見送らざるを得ないケースが存在する。(内容、要望ともに変更) 	<ul style="list-style-type: none"> ・住宅投資促進のためにこれを廃止頂きたい。 ・WA州の免責規定を適用可能なものに変更して欲しい。 	・Foreign Buyers Duty	
15	価格規制	日鉄連 日商	(1)	<ul style="list-style-type: none"> 石炭・ガス価格の上限設定、国内向け供給義務の設定 ・2022年12月9日、豪州Albanese連邦首相は国内の石炭及びガス価格に上限を設定することで全州・準州政府と合意したと発表。ガスの上限はA\$12/GJで未契約のガスに適用。石炭の上限はA\$125/tでNSW州及びQLD州で発電用に使用される石炭(契約・未契約問わず)に適用。国内のエネルギー価格上昇を抑制する為の措置で何れも1年限定とし延長は行わない方針。豪自由競争・消費者委員会(ACCC)が(上限枠に関する)監視を行うとしている。 →法案(期間:2023年1月より12か月間)は連邦・州政府によって可決。 2023年1月19日、国内市場向け一般炭の供給不足を懸念したNSW州政府より、州内の一般炭生産者に対して生産量の7-10%を州内の石炭火力発電所向けに(強制的に)確保するよう命令を発出する予定、との報道あり。 ・2022年12月23日、2022年競争と消費者命令(ガス市場緊急価格)に基づいて大臣が実施した命令が発効、GJあたり12ドルの価格上限が設定された。価格上限やその他の政府の介入は、予想外の結果および外国人投資家不信をもたらすことが懸念される。 <p>(参考)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・The Competition and Consumer (Gas Market Emergency Price) Order 2022 https://www.accc.gov.au/regulated-infrastructure/energy/gas-price-cap#:~:text=On%202023%20December%20the%20Order.ca,p%20of%202412%20per%20gigajoule. 	<ul style="list-style-type: none"> ・国際マーケットへの石炭の安定供給継続に資する政策の導入(阻害する政策の再考・撤廃)。 ・投資家の信頼確保に向けた、自由で開かれた市場の必要性提唱。 	・The Competition and Consumer (Gas Market Emergency Price) Order 2022	
17	知的財産制度運用	日鉄連	(1)	石炭に対するロイヤルティーの増額	<ul style="list-style-type: none"> ・2022年6月21日、突如、豪州QLD州政府が7月1日からの石炭へのロイヤルティー増額を発表。 	・ロイヤルティーの見直し。	
19	工業規格、基準安全認証	時計協	(1)	コイン/ボタン電池規制の不明確	<ul style="list-style-type: none"> ・コイン/ボタン電池規制施行開始時、既に市場にある未販売品について、海外製造者が規制を遵守することは不可能である。上市済製品について明文化されていないことが問題。 <p>(継続)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・新規制や改正時に、製造者が遵守すべき時点・上市の明文化を要望する。 	・Consumer Goods (Products Containing Button/Coin Batteries) Safety Standard 2020
24	法制度の未整備、突然の変更	日機輸	(1)	オーストラリアにおける法整備やガイド等の発行遅れおよび過度な要求の問題	<ul style="list-style-type: none"> ・2020年7月に工業化学品法が全面改正されたが、その関連法規公開は概ね遅延し、法施行直前に公開されたガイド等もあった。 また、法施行後も当局ホームページにてガイド等の公開・修正が行われている状況にある。そのため法改正により新たに設けられた一部要求に対する対応は困難な状況にある。 以下の点で一部改善されたが、それ以外では継続して困難な状況にある。 	<ul style="list-style-type: none"> ・下位法規、規則、ガイド等に関して十分な周知期間を設けて頂きたい。 ・準備が出来るまでは発効しない、または移行・猶予の措置を設けて頂きたい。 	・工業化学品法2019

※経由団体:各個社の意見がどの団体を経由して提出されたかを表したものであり、表示団体を代表する「主張」「総意」等を意味するものではありません。

区分	経由団体**	No	問題点	問題点内容	要望	準拠法
24				<ul style="list-style-type: none"> —現法施行時と比べ、規制運用に関するガイド等が増えつつある —公開済ガイド等の修正が収束方向に向かっている —一部規制で旧法からの移行期限が1年延長された —一部少量輸入規制で緩和方向への改正が実施された (変更) 		
26	その他	(1)	電力網の脆弱性・不安定な電力供給・電力価格高騰	<ul style="list-style-type: none"> ・アルミ製錬所の安定稼動には、十分なベースロードを担保する安定的な電力供給が必要だが、石炭火力発電所の撤廃や再生可能エネルギー発電への急激な移行により、特に夏場においては電力需給が逼迫、急激な電力需要増に対応できないことによる送電網トラブル等を原因として停電が頻発している。 2016年12月及び2019年11月には送電トラブルを背景に工場が瀕死状態となるレベルの停電が発生、大きな損失を被った。 加えて、ビクトリア州の送電コストは電力使用量をベースに配分されているため、VIC州の巨大バッテリー計画他再生可能エネルギー導入に伴う送電コストに対する多額負担をアルミ製錬所が強いられている状況。 送電コストは毎年改悪しており、国際的にみた競争力下落につながっている。 (継続) 	<ul style="list-style-type: none"> ・当地産業への出資を継続するためにも、安定的な電力供給及び送電価格低減をお願いしたい。 	
				<ul style="list-style-type: none"> ・州によって差はあるが、コロナ禍に起因して、駐在員および帶同家族の赴任に際して就労ビザ取得、入州要件・経路の確認に多大な時間と労力を要している。結果として業務遂行や前任者との引継ぎに支障を来している。 また、就労ビザのスポンサーステータス取得要件が厳しく、取得・維持に苦労している。 (継続) 	<ul style="list-style-type: none"> ・入州の要件、審査を簡素化頂きたい。 ・Accredited Business Sponsor Statusの取得条件を緩和して頂きたい。より具体的には、必要な現地社員比率を下げていただきたい。 	

※経由団体:各個社の意見がどの団体を経由して提出されたかを表したものであり、表示団体を代表する「主張」「総意」等を意味するものではありません。